

日本ばね工業厚生年金基金
加入事業所 事業主 様

日本ばね工業厚生年金基金
代表清算人 相羽 繁生

日本ばね工業厚生年金基金の解散のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当基金の事業運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金は平成 29 年 9 月 25 日付で厚生労働大臣から解散の認可を受けましたことをご報告いたします。

今後、当基金は清算法人として、代行部分の資産（最低責任準備金）を国へ返還するための記録整備、および、残余財産の分配に関する業務を行います。所在地、電話番号等連絡先につきましては、これまでと同様でございます。清算終了までは約 2 年程度かかる見込みではありますが、できるだけ早期の終了を目指してまいりますので、引き続きご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

また、別紙「加入員・年金受給者・年金受給待期者の皆さまへ」を同封させていただきましたので、大変お手数ですが、加入員の皆様へ解散の周知をしていただきますよう宜しくお願い申し上げます。なお、既退職の年金受給待期者、年金受給者の皆様には、清算事務局より個別に解散のご案内をいたします。（「加入員・年金受給者・年金受給待期者の皆さまへ」は当基金のホームページに掲載いたします。）

事業主の皆様には、昭和 43 年の設立以来、49 年の長きに亘り一方ならぬご厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

敬具

記

1. 解散認可日 平成 29 年 9 月 25 日

2. 掛金について

- 平成 29 年 8 月分（9 月末納付）をもって当基金掛金の納付は終了します。

3. 適用関係の届書について

- 未届の書類がございましたら、平成 29 年 10 月 4 日までに（必着）ご提出いただきますようお願いいたします。過去（平成 29 年 8 月分以前）に遡って記録が訂正となり、掛金の調整が発生する場合は納入告知等をさせていただきます。
- 解散認可日の翌日（平成 29 年 9 月 26 日）が全ての加入員の資格喪失日となります。当基金にて喪失処理するため、解散に伴う資格喪失届の提出は不要でございます。

届書	当基金への提出
資格喪失届	平成29年9月25日 喪失分まで(9月24日付退職まで)※
資格取得届	平成29年8月31日 取得分まで
氏名変更届	平成29年8月31日 変更分まで
月額変更届(育児月変含む)	平成29年8月随時改定(8月月変)まで
賞与支払届	平成29年8月31日支払分まで
算定基礎届	平成29年度分から届出不要

未提出の書類がございましたら、平成29年10月4日までに当基金へご提出ください。

※ 喪失届は解散認可日付(9月25日喪失)の分まで届出が必要ですが、9月に60歳以上の方が、退職後1日の間もなく再雇用された(定年後継続再雇用)場合の喪失届は不要です。

4. 解散認可日前後に退職する加入員の上乗せ部分の給付の取り扱いについて

- 平成 29 年 9 月 24 日付退職まで（解散認可日の前日までの退職）は、退職一時金、選択一時金、遺族一時金・死亡弔慰金等の上乗せ部分の支給対象となります。資格喪失届に記載された退職後の住所に当基金より個別にご案内いたします。
- 解散後、上乗せ部分の給付は廃止となるため、平成 29 年 9 月 25 日以降退職（解散認可日以降の退職）の場合は、残余財産の分配による清算となります。解散より、約 2 年後に分配金のご案内をさせていただきます。

5. 残余財産の分配について

- 当基金は、代行部分の資産（最低責任準備金）を国へ返還した後に残余財産がある予定です。
- 残余財産は、解散認可日（平成 29 年 9 月 25 日）における当基金の加入員、受給者及び受給待期者に対し、当基金の規約に基づき分配されます。
- 加入員に分配すべき残余財産につきましては、個人単位で分配（※一時金か、年金かご本人が選択）する方法が基本となっておりますが、事業所単位で他の年金制度（確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（DC）、中小企業退職金共済（中退共））に移換することも可能です。
なお、移換には事業主および加入員の一定数以上の同意など事前手続きが必要になります。残余財産の分配方法について、事業所あてに分配方法の基本である個人分配か、DB・DC・中退共に移換かのご意向を確認させていただく予定です。
- 残余財産の分配までには約 2 年程度かかる見込みです。残余財産が確定次第、分配金のご案内を送付する予定ですが、現時点では残余財産が確定していないため、分配金額の計算ができませんのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

6. 今後の清算スケジュール

実施年月(予定)	内容
平成29年9月25日	解散認可
平成31年1月	国と基金の記録整備完了
平成31年2月	財産目録承認申請
平成31年3月	最低責任準備金を国へ返還
平成31年8月	残余財産の分配
平成31年9月	清算終了

以 上

日本ばね工業厚生年金基金 清算事務局

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-9(石川LKビル)

TEL:03(3252)3996(平日 9 時～午後 5 時まで) FAX:03(3252)3998

ホームページアドレス <http://www.bane-kikin.or.jp/>